

輪島市監査公表第16号

平成27年10月22日付発監査第139号の監査結果報告に基づき、輪島市長より措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第199条第12項の規定に基づき、次のとおり公表します。

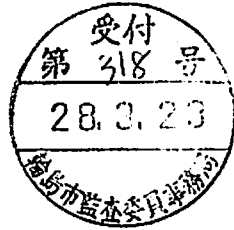
平成28年3月29日

輪島市監査委員 高野 哲男



輪島市監査委員 小山 栄

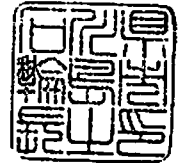




収環第 301 号
平成 28 年 3 月 23 日

輪島市監査委員 高野 哲 男 様
輪島市監査委員 小 山 栄 様

輪島市長 梶 文



定期監査等の結果に基づく措置の通知について

定期監査等の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として講じた措置について、
地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 12 項の規定により、別紙のとおり
通知いたします。

(別 紙)

監査対象機関 環境対策課

監査執行年月日 平成27年10月14日

監査の結果	措置の内容	措置状況
<p>① 火葬場使用料滞納について</p> <p>平成26年度以前の火葬場使用料の滞納者については、税務課との滞納整理システムで、滞納者の状況を十分調査をしているところであるが、公平性の理念に沿って、滞納削減に引きつづき取り組まれない。</p>	<p>火葬場使用料の滞納については、引きつづき分納等により滞納額削減に努めたい。</p> <p>また、滞納整理システムを活用して税務課と協力し、調査結果を基に、徴収不可能なものについては不納欠損処理を行いたい。</p>	<p>措置方針等</p>